

光が丘地区連合協議会規約

2020年2月22日改正版

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、光が丘地区連合協議会(以下「協議会」という。)と称し、略称を「光連協」とする。

(目的)

第2条 協議会は、構成団体間の連携を密にし、ここ光が丘に居住する者の共通の利益と広く練馬区民が求めるそれとの調和を図り、住みよいまちづくりに資することを目的とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、会長宅に置く。

(構成)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する光が丘地区の自治会(町会を含む。以下同じ。)及び管理組合並びに区民防災組織で構成する。

第2章 業務

(業務)

第5条 協議会は、第2条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1) 構成団体に共通する次の事項についての連絡・協議並びに警察・消防を含む行政機関との協働。
 - イ 防犯・防災・交通安全等安全・安心なまちづくり。
 - ロ 少子・高齢化社会、人口減少化時代に対応した新しいまちづくり。
 - ハ 地区内の公共公益施設の整備及びその運営。
 - ニ 地区内住民に係る便益サービスの向上。
 - ホ 地区内居住環境の保全向上等。
- 2) 地区内住民の交流・親睦。
- 3) 構成団体の業務に関する情報の交換。
- 4) その他、第2条の目的を達成するために必要な業務。

(業務の運営)

第6条 協議会の業務の運営に当たっては、住民自治を原則に構成団体の自主性を尊重しつつ、互譲と協働を旨とする。

2 構成団体は、それぞれの団体の規約等の範囲内において、協議会の円滑な業務の運営に協力するとともに、協議会決定事項の履行ないし遵守に努めるものとする。

3 協議会の業務の運営は、特定の政治活動に影響されることなく、かつ非宗教、非営利を原則とする。

(外部との協働・業務委託)

第7条 協議会は、第5条に掲げる各種業務を遂行するにあたり、その業務を外部との協働または外部に委託することができる。

2 業務委託できる業務は役員会の承認を要する。

3 業務委託については、細則に定める。

第3章 総会

(総会の構成)

第8条 総会は、会費を支払っている構成団体を代表する者、協議会の役員及び会計監査をもって構成する。

(決議事項)

第9条 定期総会は、次の事項について決議する。

- 1) 活動報告の承認
- 2) 会計報告及び会計監査報告の承認
- 3) 活動計画及び予算の承認
- 4) 役員及び会計監査の承認
- 5) 役員及び会計監査の解任、但し転居等やむを得ない個人的事情による退任の場合を除く。
- 6) 規約の改正

(開催)

第10条 定期総会は毎年6月に開催する。臨時総会は必要がある場合に開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

- 1) 役員会が必要と認めたとき。
- 2) 構成団体の3分の1以上が、総会の目的である事項及び招集の理由を示して開催の要請があったとき。

(招集)

第11条 総会の招集は、会長が行う。

2 前条第2項第2号による臨時総会の招集は、要請があった日から30日以内に行わなければならない。

(議長及び副議長)

第12条 総会の議長及び副議長は、その総会において出席した構成員の中から選出する。

(議決権)

第13条 議決権は、会費を支払っている構成団体を代表する者及び協議会の会長が有する。

(定足数及び議決)

第14条 総会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ開催することができない。

2 総会の議決は出席構成員の過半数を要する。

3 前項の規定にかかわらず、規約の改正の議決は出席構成員の3分の2以上を要する。

4 やむを得ない理由のため、総会に出席できない構成員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において、第1項から第3項までの規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(総会の運営)

第15条 総会における運営については、細則に定める。

第4章 役員

(役員の設定)

第16条 協議会に、次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 若干名
- 3) 事務局長 1名
- 4) 会計 1名
- 5) 担当役員 5名以上10名以内

(役員を選任)

第17条 役員は、本人が協議会の役員に就任することを受託し、且つ第28条に規定する役員及び会計監査候補選考委員会において推薦され、総会において承認されなければならない。

(役員職務及び権限)

第18条 役員は、協議会の目的を理解し、役員会及び幹事会の審議に参画する。

2 会長は、協議会を代表し業務を統括する。

3 会長は、役員会及び幹事会を定期または臨時に開催する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が業務を遂行できなくなったときは、会長が予め定めた順番に従い、その職務を代行する。

5 事務局長は、会長の指揮のもとに協議会の業務を担当する。

6 会計は、協議会の会計業務を担当する。

7 担当役員は役員会の協議を経て、課題に応じたプロジェクトのメンバーとして協議会の業務を担当する。

(役員任期)

第19条 役員任期は、定期総会において選任されたときから次年度の定期総会の終了時までとする。

2 役員は、再任を妨げない。

(役員解任)

第20条 役員は、総会の議決によって解任することができる。

(役員会)

第21条 協議会の執行機関として役員会を置く。

2 役員会は、総会または幹事会で議決された事項について、業務を執行する。

3 役員会は、協議会の運営並びに役員の構成・役割分担について、細則を定め、また変更することができる。細則を定め、または変更したときは、幹事会の承認を要する。

4 役員会の招集は、会長が行う。

5 役員会の定足数は、委任状を含む役員数の3分の2以上とする。決議は委任状を含む役員数の2分の1以上を要する。

第5章 幹事会

(幹事会の設置)

第22条 協議会の決議機関として、幹事会を置く。

2 幹事会は、構成団体から1名ずつ推薦された幹事をもって構成する。

3 幹事会は、総会決議事項(第9条)を除く、役員会及び幹事会から発議された案件に付き、審議決定することができる。

4 幹事会の招集及び議事進行は、会長が議長となり行う。

5 幹事が欠席する場合は、代理人を出席させることとする。代理人を出席させることが困難な場合は、会長への委任状をもって参画できる。

6 幹事会の定足数は、委任状を含む幹事数の2分の1以上とする。議決は、委任状を含む出席幹事数の3分の2以上を要する。

7 幹事会の運営については、細則に定める。

(幹事の職務及び権限)

第23条 幹事は、幹事会の議決権を有する。但し、会費を支払っていない構成団体の幹事は議決権を有しない。

2 幹事は、協議会の目的を理解し、幹事会の審議に参画するとともに、審議結果を出身団体に報告する。

第6章 事務局

(事務局の運営)

第24条 協議会の業務を円滑に運営するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、第16条に定める事務局長、会計及び担当役員をもって構成する。
- 3 事務局の業務については、細則に定める。

第7章 部会

(部会の設置)

第25条 協議会内の自治会、管理組合及び区民防災組織の課題を共有するため、自治会部会、管理組合格部会及び防災組織部会を設置する。

(部会の構成員)

第26条 自治会部会は自治会系幹事で、管理組合格部会は管理組合系幹事で、防災組織部会は区民防災組織系幹事で構成する。

- 2 部会長は、必要に応じて、役員の出席を求めることができる。
- 3 部会長は、必要に応じて、構成団体より推薦された者、または各部会長が特に必要と認めた者を部会に参加させることができる。
- 4 部会の運営については、細則に定める。

第8章 委員会

(委員会の設置)

第27条 協議会の円滑な運営を図るため、役員及び会計監査候補選考委員会のほか、各種委員会を設置することができる。

(役員及び会計監査候補選考委員会)

第28条 役員及び会計監査候補選考委員会は、協議会活動の継続性を確保するとともに、更なる発展を図るため、協議会の役員及び会計監査候補を選考する。

- 2 役員及び会計監査候補選考委員会は、会長、副会長、事務局長で構成する。
- 3 役員及び会計監査候補の選考基準は、細則に定める。

(各種委員会)

第29条 各種委員会の設置及び運営については、細則に定める。

第9章 傍聴

(傍聴)

第30条 構成団体に所属する住民は、全ての会を傍聴することができる。

- 2 傍聴に当たっては、構成団体の幹事が所属団体、氏名、傍聴者数を、予め事務局に届け出るものとする。

第10章 会計

(会計年度)

第31条 協議会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計)

第32条 協議会の会計は、構成団体が負担する会費等によって運営するものとする。

2 協議会の会費の額は、1団体につき年額12,000円とする。

3 前項の規定に関わらず、必要が生じたときは、幹事会の決定により臨時に会費を徴収することができる。

(弔慰規定)

第33条 会長が訃報に接したときに、会長が必要と認めた場合には、会長名をもって弔慰金等を贈ることができる。

2 弔慰金等を贈った場合には、速やかにその旨を役員会に報告する。

3 弔慰金の支給対象及びその会計処理等は、細則で定める。

第11章 会計監査

(会計監査の職務及び権限)

第34条 会計監査を行うため、会計監査2名を置く。

2 会計監査は、役員を兼ねることができない。

3 会計監査の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

4 会計監査は、全ての会に出席し意見を述べるができるが、議決権は有しない。

5 会計監査は、総会において、監査報告をしなければならない。

第12章 顧問

(顧問の設置)

第35条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の求めに応じて、進言し、または助言する。

(選任)

第36条 顧問は、協議会の運営について広い識見と経験を有する者のうちから会長が推薦し、総会の承認を得るものとする。

(任期)

第37条 顧問の任期は1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

第13章 守秘義務

(守秘義務)

第38条 協議会を構成する役員、幹事、代表者、各種委員会委員等全ての人は、協議会の活動に際し、個人情報保護法を遵守する。

2 協議会の活動に従事しなくなった後も、活動中に知り得た個人情報については個人情報保護法を遵守する。

3 詳細については、細則に定める。

第14章 付則

(細則)

第39条 この会の施行に関する細則は、役員会の審議を経て別に定めることができる。

(見直し)

第40条 本規約は、活動の発展に応じて見直すものとする。

(施行)

第41条 本規約は、1986(昭和61)年3月15日から施行する。

付則1	1987(昭和62)年	7月19日	一部改正
付則2	1988(昭和63)年	6月19日	一部改正
付則3	1989(平成1)年	6月25日	一部改正
付則4	1990(平成2)年	6月24日	一部改正
付則5	1992(平成4)年	5月10日	一部改正
付則6	1997(平成9)年	6月29日	一部改正
付則7	2005(平成17)年	3月6日	一部改正
付則8	2006(平成18)年	6月24日	一部改正
付則9	2007(平成19)年	6月23日	一部改正
付則10	2008(平成20)年	6月29日	一部改正
付則11	2009(平成21)年	6月28日	一部改正
付則12	2012(平成24)年	6月24日	一部改正
付則13	2013(平成25)年	1月27日	全部改正
付則14	2013(平成25)年	6月30日	一部改正
付則15	2016(平成28)年	11月27日	一部改正(第8条)
付則16	2019(令和1)年	6月30日	一部改正(第8条第6項)
付則17	2020(令和)年	2月23日	全部改正